

事 務 連 絡  
令和 3年 4月 9日

実施事業所事業主  
基金事務ご担当者 様

全環境企業年金基金

適用関係届書に係る事業主等の押印廃止について

平素より当基金の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年12月25日付で、「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布され、届出書類について、事業主等の押印が廃止されました。

これに伴い当基金におきましても、下記の適用関係届書について事業主の押印を廃止することといたしましたので、お知らせいたします(社会保険労務士記載欄の印も不要です)。

また、下記以外の届書につきましては、従来通り事業主の押印が必要となりますので、よろしく願いいたします。

なお、これまでの届出用紙は従来通りご使用いただけます(押印がなくても受理いたします)。

記

<押印廃止対象適用関係届書>

- ・加入者資格取得届
- ・加入者資格喪失届
- ・基準給与変更届
- ・加入者に関する訂正通知書
- ・中断者届
- ・復活者届
- ・事業主関係変更届

以上